

⑪-1 認定基準との適合チェックリスト（古市古墳群周辺景観地区【古墳近傍地区】に適用）

建築物

景観形成基準		チェック項目	基準に適合	基準に不適合	具体的な配慮又は工夫の内容
建築物の形態意匠の制限	《地形・自然特性に関する基準》 ①緑や水を感じられる古市古墳群と調和した景観形成に向けて、建築物の建つ場所の地形や古墳の緑・水、背景となる山並み、河川の対岸等からの見え方などの自然特性に配慮した形態意匠とする。	現状の地形はできるだけ尊重し、造成等は必要最小限にとどめたものとなっているか	<input type="checkbox"/> 配慮している	<input type="checkbox"/> 特に配慮していない	
		古墳と相対した位置に建てられる建築物の場合、古墳との向きの関係を考えた配置となっているか	<input type="checkbox"/> 配慮している	<input type="checkbox"/> 特に配慮していない	
		古墳が見える位置に建てられる建築物の場合、植栽が配置できるような形態・意匠となっているか	<input type="checkbox"/> 配慮している	<input type="checkbox"/> 特に配慮していない	
		古墳の背景となる山並みや、河川の対岸からの見え方を著しく阻害しないような形態・意匠となっているか	<input type="checkbox"/> 配慮している	<input type="checkbox"/> 特に配慮していない	
	《歴史・文化特性に関する基準》 ②歴史・文化を感じられる古市古墳群と調和した景観形成に向けて、古墳や古墳と隣接する街道沿いの伝統的まちなみや寺社などの歴史・文化特性に配慮した形態意匠とする。	古墳と隣接する街道沿いの伝統的まちなみや寺社などと連続する場合、それらと著しく不調和とならない形態・意匠となっているか	<input type="checkbox"/> 配慮している	<input type="checkbox"/> 特に配慮していない	
		緑化が取り入れられているか	<input type="checkbox"/> 取り入れている	<input type="checkbox"/> 取り入れていない	
	《市街地特性に関する基準》 ③緑豊かな落ち着きのある古市古墳群と調和した景観形成に向けて、緑化などにより潤いが感じられるものとし、住宅地においては落ち着いた形態意匠にするとともに、地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などにおいては、にぎわいの創出に寄与する節度ある形態意匠とする。	住宅地や、地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道など、建築物が位置する場所の市街地特性を把握しているか	<input type="checkbox"/> 把握している	<input type="checkbox"/> 特に把握していない	
		古墳が視認できる場所に建築物を建てる場合は、古墳への眺望や、周辺建築物の連続したまちなみを阻害しないような配置・形状となっているか	<input type="checkbox"/> 配慮している	<input type="checkbox"/> 特に配慮していない	
項目別基準	《通り外観》 (ア)古市古墳群への眺望や、周辺建築物のまちなみとの連続性に配慮した配置・形状とする。	古墳と相対した位置に建てられる建築物の場合、古墳との向きの関係を考えた配置となっているか	<input type="checkbox"/> 配慮している	<input type="checkbox"/> 特に配慮していない	
		道路に面する敷際は、周辺の敷地、道路との連続性の確保や、ゆとりと潤いのある空間の創出につながらるように配慮するとともに、古墳の緑に配慮し、植栽と調和した外観意匠とするなど、地区における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮する。	<input type="checkbox"/> 設けている	<input type="checkbox"/> 特に配慮していない	
		緑になじまないような色彩を用いていないか(色彩基準を遵守しているか)	<input type="checkbox"/> 用いていない (基準に適合している)	<input type="checkbox"/> 用いている (基準に適合していない)	
		植栽が通りの視界を遮るなど、安全面での問題がないか	<input type="checkbox"/> 特に問題はない	<input type="checkbox"/> 問題がある	
	(ウ)敷際の塀・フェンスなどについては、周辺の景観や植栽との調和に配慮し、色彩は著しく派手なものとしない。	塀・フェンスについて、色彩は著しく派手なものでないか(色彩基準を遵守しているか)	<input type="checkbox"/> 派手ではない (基準に適合している)	<input type="checkbox"/> 著しく派手である (基準に適合していない)	
		地区の景観から著しく逸脱した意匠となっていないか	<input type="checkbox"/> 逸脱していない	<input type="checkbox"/> 著しく逸脱している	
	(イ)長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる古墳に配慮する	長大な壁面が生じる場合は、分節化の工夫が行われているか	<input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 特に工夫していない	
		古墳が背景にある場合、緑化により緑の連続性を保つ工夫が取り入れられているか	<input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 特に工夫していない	
		住宅地や幹線道路沿道など、建築物が位置する場所の市街地特性を把握し、その地域に配慮した意匠を取り入れているか	<input type="checkbox"/> 取り入れている	<input type="checkbox"/> 特に配慮していない	
	(ウ)地域の景観特性を把握した上で、古墳群との調和に配慮しながら、住宅地としての落ち着いたまちなみや自然との調和を考慮した建築物の形態意匠とする。	まちなみや自然との調和を考慮した建築物の形態意匠とする。	<input type="checkbox"/> 考慮している	<input type="checkbox"/> 特に考慮していない	

⑪－2 認定基準との適合チェックリスト（古市古墳群周辺景観地区【古墳近傍地区】に適用）

□ 建築物

(該当する項目の□は✓してください)					
景観形成基準		チェック項目	基準に適合	基準に不適合	具体的な配慮又は工夫の内容
建築物の形態意匠の制限 項目別基準	【色彩】 (ア)地域の景観特性を把握した上で、古墳群との調和に配慮しながら、住宅地としての落ち着いたまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とする。 【大規模建築物】 ○外壁のベースカラーについては、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮するものとし、下記の色彩の範囲とする。 ・YR系 : 明度6以上、彩度4以下 ・R、Y系 : 明度6以上、彩度3以下 ・その他の色相 : 明度6以上、彩度2以下 ・無彩色 : 明度6以上 ※ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 - 外壁各面で1/3以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合 - 外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合 - 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合 - 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合 - 地区計画等において色彩基準を設ける場合	住宅地や幹線道路沿道など、建築物が位置する場所の市街地特性を把握しているか	<input type="checkbox"/> 把握している	<input type="checkbox"/> 特に把握していない	
		外壁、屋根、門・塀の色彩がマンセル値の範囲内に収まっているか、周辺のまちなみから突出感がないものとなつていているか	<input type="checkbox"/> 調和している <input type="checkbox"/> 派手ではない	<input type="checkbox"/> 調和していない <input type="checkbox"/> 著しく派手である	<input type="checkbox"/> マンセル値の範囲内 <input type="checkbox"/> 突出感がない
					<input type="checkbox"/> マンセル値の範囲外 <input type="checkbox"/> 突出感がある
		【中規模建築物及び小規模建築物】 ○外壁のベースカラーについては、樹木の緑と調和し、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮するものとし、下記の色彩の範囲とする。 ・YR系 : 彩度6以下 ・R、Y系 : 彩度4以下 ・その他の色相 : 彩度2以下 ※ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 - 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合 - 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合 - 地区計画等において色彩基準を設ける場合		<input type="checkbox"/> マンセル値の範囲内 <input type="checkbox"/> 突出感がない	<input type="checkbox"/> マンセル値の範囲外 <input type="checkbox"/> 突出感がある
	○アクセントカラーを用いる場合は、外壁各面の面積に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。				
	【屋根】 ○屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和するものとし、下記の色彩の範囲とする。 ・YR系 : 明度6以下、彩度6以下 ・R、Y系 : 明度6以下、彩度4以下 ・その他の色相 : 明度6以下、彩度2以下 ・無彩色 : 明度6以下 ※ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 - 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合 - 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合 - 地区計画等において色彩基準を設ける場合		<input type="checkbox"/> マンセル値の範囲内 <input type="checkbox"/> 突出感がない	<input type="checkbox"/> マンセル値の範囲外 <input type="checkbox"/> 突出感がある	

⑪－3 認定基準との適合チェックリスト（古市古墳群景観形成地区【古墳近傍地区】に適用）

建築物

景観形成基準		チェック項目	基準に適合	基準に不適合	具体的な配慮又は工夫の内容
建築物の形態意匠の制限	項目【門・堀】 ○門・堀に用いる色彩は、樹木の緑と調和し、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮するとともに、建築物の外壁と調和したものとし、下記の色彩の範囲とする。 ・YR系 : 彩度6以下 ・R、Y系 : 彩度4以下 ・その他の色相 : 彩度2以下 <small>※ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 - 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合 - 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合 - 地区計画等において色彩基準を設ける場合</small>		<input type="checkbox"/> マンセル値の範囲内 <input type="checkbox"/> 突出感がない	<input type="checkbox"/> マンセル値の範囲外 <input type="checkbox"/> 突出感がある	
	《付帯設備等》 ○附属建築物や建築設備は、原則、敷地の外から見えない場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、古墳の見通し、眺望に配慮の上、植栽による修景や建築物若しくは堀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。	附属建築物や建築設備について、敷地の外から見えない場所に配置する、あるいは見苦しくならないような工夫が取り入れられているか 屋根の上部に設ける太陽光発電施設については、施設が突出することのないような工夫が行われているか	<input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 特に工夫していない <input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 特に工夫していない

※A3版に拡大コピーして使用してください。